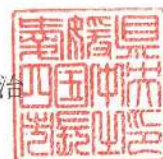


四国中央市下水道特別重点調査業務公募型プロポーザルの実施について

四国中央市下水道特別重点調査業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

令和 7 年 6 月 2 日

四国中央市長 大西 賢治



1 業務の概要

(1) 業務名

四国中央市下水道特別重点調査業務

(2) 業務の目的

下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を未然に防ぐため、下水道、地盤等に係る科学的かつ経験的な知見に基づき、安全確保に最大限留意しつつ、現状で適用可能な技術を駆使して下水道管路の調査を行うことを目的とする。

(3) 履行期間

契約締結の日の翌日から令和 8 年 2 月 20 日（金）まで

(4) 提案上限額

提案上限額は、13,230,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。ただし、次に掲げる項目ごとの提案上限額を超えないものとする。

ア 汚水幹線に関する調査業務

5,508,800 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

イ 雨水幹線に関する調査業務

7,722,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

注 本公募は、予算措置の状況に応じて、速やかに事業を開始できるよう、2 段階の契約を予定している。当初契約は、大規模下水道管路特別重点調査事業補助（以下「補助」という。）の交付決定を受けている汚水幹線に関する調査業務について契約を行い、雨水幹線に関する調査業務については、令和 7 年秋頃の補助の交付決定等を受けた後の契約を予定している。なお、交付決定等を受けられない場合においても、市単独予算にて契約を予定している。このため、十分に留意の上応募すること。

2 参加資格

本企画提案に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 令和 7・8 年度四国中央市建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コン

サルタント等又は業務委託)を提出している者又は令和7年6月19日(木)までに提出する者であって、参加表明書の提出期限までに入札参加有資格業者名簿に登録されているものであること。

- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱(平成16年四国中央市告示第35号)に基づく入札参加資格停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 四国中央市暴力団排除条例(平成23年条例第30号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等である役職員を有する団体又はそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

3 手続等

(1) 事務局

四国中央市建設部下水道課整備計画係

住 所 〒799-0413 四国中央市中曾根町500番地

電 話 番 号 0896-28-6230

F A X 番 号 0896-28-6189

電子メールアドレス gesuido@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 企画提案実施要領の配布期間、場所及び方法

公告の日から令和7年6月23日(月)までの期間において、市公式ホームページ(<https://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>)からダウンロードすること。

(3) 参加表明書等の提出

公告の日から令和7年6月23日(月)まで(四国中央市の休日を定める条例(平成16年四国中央市条例第3号)第1条第1項に規定する休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)の方法により提出すること。

(4) 企画提案書等の提出

第1次審査の結果を通知した日の翌日から令和7年7月7日(月)まで(休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に上記(1)の事務局に持参、書留郵便又は信書便の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、四国中央市下水道特別重点調査業務受託者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5 随意契約に係る見積書の徴取

優先交渉権者との契約交渉において、契約締結に向けての協議を行い、本業務に係る見積書を徴取するものとする。優先交渉権者は、見積書の提出に当たり、詳細な見積内訳書を添付しなければならない。

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) プロポーザルの詳細については、企画提案実施要領によるものとする。